

「日野市手数料、使用料等の設定に関するガイドライン」の改正案 パブリックコメント実施要領

1 意見募集について

市はさまざまな公共施設を保有し、市民の貴重な財産として市民活動、福祉、文化・スポーツ活動等の拠点として多くの市民に利用していただいている。また、市では住民票や各種証明の交付等の行政サービスを提供しています。

これらの公共施設の運営管理や行政サービスに要する経費は公費（市民の皆様が納付した税金等。以下、「公費」という。）で運営しています。

そして、市が公費で運営管理している施設や行政サービスに要する経費の一部に充てるために、施設や行政サービスの利用者から一定の手数料、使用料等を利用者負担として、地方自治法に基づき条例で定めて徴収しています。

これらの使用料や手数料の設定基準として、平成30年9月に「日野市手数料、使用料等の見直し基準」を定め、その後「日野市手数料、使用料等の設定に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）と改称し、運用してまいりました。

この度、ガイドラインの一部の内容を改正する案を具体的にまとめましたので、これを広く公開し、多くの皆さまからのご意見を募集いたします。

2 意見募集期間

令和8年3月1日（日曜日）から 令和8年3月31日（火曜日）まで

※ 窓口での受付時間は、「3(2)窓口での閲覧」の表を参照。

※ 郵送で意見書を提出する場合は、令和8年3月31日（火曜日）必着とします。

3 資料の入手方法

「日野市手数料、使用料等の設定に関するガイドライン（改正案）」は、令和8年2月27日（金曜日）より、次の方法で入手することができます。

視覚障害者の方からもご意見をいただけるよう、ホームページには読み上げ可能なPDFを掲載いたしますので、読み上げソフトをご利用の上、ご確認いただくようお願いいたします。読み上げソフトのご利用ができない方は、お手数ですが、問合せ先にご連絡をお願いします。

(1) インターネットによる閲覧・ダウンロード

【日野市ホームページ】

URL	https://www.city.hino.lg.jp//publiccomment/1030292.html
ページ ID	ID:1030292
市 HP 二次元コード	

【日野市地域共創プラットフォーム】

URL	https://hinotane.liqlid.jp/spaceztblxuw
備考	閲覧は自由にできますが、意見の書き込みにはユーザー登録及びログインが必要です。
地域共創 PF 二次元コード	

(2) 窓口での閲覧

次の窓口で閲覧することができます。※配布は行っておりません。

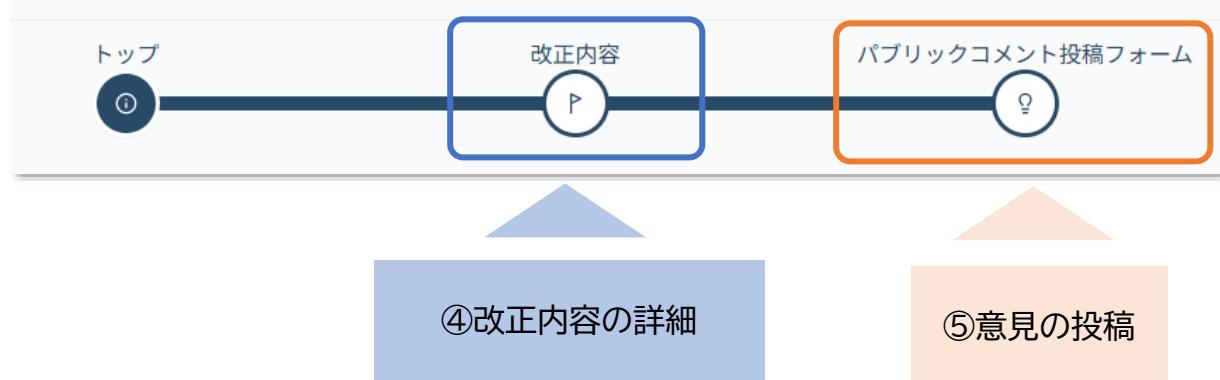
閲覧場所	閲覧できる時間(令和8年2月27日(金曜日)より)
企画経営課	月曜日から金曜日 午前8時30分から午後5時まで ※土曜日、日曜日、祝日は閉庁
中央図書館	
高幡図書館	
日野図書館	
多摩平図書館	火曜日から金曜日 午前10時から午後7時まで 土曜日、日曜日、祝日 午前10時から午後5時まで ※月曜日は休館(月曜が祝日と重なる場合は開館)
平山図書館	
百草図書館	
市政図書室	
七生支所	月曜日から土曜日 午前8時30分から午後5時まで ※日曜日、祝日は閉庁
豊田駅連絡所	

4 意見の提出方法

次のいずれかの方法でご意見をお寄せください。

(1) 日野市地域共創プラットフォーム(以下、「市 PF」)への投稿

- ① 市 PF(<https://hinotane.liqlid.jp/>)にアクセスしてください。
- ② 画面右上の ボタンから、ユーザー登録又はログインをしてください。
- ③ 本パブリックコメントは、市 PF 内のスペース「『日野市手数料、使用料等の設定に関するガイドライン』の改正案パブリックコメント」ですので、画面左側の「三」ボタンか、トップページ下部の「スペース一覧」から選択してください。
(<https://hinotane.liqlid.jp/spaceztb1xuw>)
- ④ 下図のような画面上のフロー「トップ」及び「改正内容」から、詳細をご確認ください。
- ⑤ ご意見は、「パブリックコメント投稿フォーム」からお寄せください。



- ⑥ 投稿にあたっては、タブを選択し、最も自分に近い属性を選択してください。
- ⑦ 匿名での投稿であっても、パブリックコメントとしてお受付します(ただし、⑥のタブの選択は必要となります)。

投稿

パブリックコメント投稿フォーム

ガイドラインの改正案について、ご意見をお寄せください。何回でも投稿可能です。ポイントごとに、簡潔な記述をお願いいたします。

⑥ タグ

日野市に住所を有する方（日野市民）です 日野市内の在勤者又は在学者であります その他、本屋に関する利害関係者 日野市内の事業者です

⑦ 画像を追加

⑧ 位置情報を登録

関連リンク・アイデアの補足説明を追加 ▼

匿名で投稿する ⑦

投稿する

- ⑧ 日野市地域共創プラットフォームによるご投稿に当たっては、次の事項にご留意ください
ますようお願いいたします。

【日野市地域共創プラットフォームでの留意事項】

- (ア) ご利用いただくためには、ユーザー登録及びログインが必要です。
- (イ) ユーザー登録に当たって表示される各種運用ポリシー等をあらかじめご確認ください。
- (ウ) 書き込みには、文字数制限があります。何度も投稿いただけますので、ポイントごとに
投稿を分けるなど、簡潔な記載にご協力をお願いします。

(2) 意見書用紙での提出

- ① 意見書の様式に従い、A4サイズの用紙に意見を記載してください。
- ② 直接以下の提出先にご持参いただくか、郵送、FAX 又は電子メールによりご送信ください。

【意見書の提出先】

〒191-8686 東京都日野市神明 1-12-1
日野市役所本庁舎 4 階 企画部企画経営課
FAX:042-581-2516
Mail:tokku@city.hino.lg.jp

なお、意見書は、指定様式を使用しなくても、指定様式に記載すべき内容をすべて記載いただければ、任意の書式でも構いません。

【意見書を任意様式とした場合の必要記載事項】

- (ア) 市内在住・在勤・在学又は本案に直接利害関係を有することの表示(意見書様式①～
⑤のチェック項目をご参照ください)
- (イ) 氏名・ふりがな
- (ウ) ご住所
- (エ) 在勤・在学場所又は本案に直接利害関係を有する理由
- (オ) ご意見内容及びその理由

5 注意事項

- ① 意見は、日本語で記載してください。
- ② 提出いただいた意見は、氏名(団体名)、住所及び電話番号を除き、すべて公開される可能性があることを、あらかじめご承知おきください。
- ③ 意見の募集期間内に到達しなかったもの及び下記のいずれかに該当するものは、無効とします。
 - (ア) 特定の団体・個人等に対する誹謗中傷が含まれるもの
 - (イ) 特定の団体・個人等の財産又はプライバシーを侵害するもの
 - (ウ) 特定の団体・個人等の著作権を侵害するもの
 - (エ) 公序良俗に反するもの
 - (オ) 営業活動等営利を目的としたもの
- ④ 提出いただきました意見に対する市の回答は、日野市地域共創プラットフォームで随時行います。意見書をお送りいただいたものについては、後日市ホームページ及び日野市地域共創プラットフォーム上に、回答内容をまとめた資料を掲載いたします。